

# 保育実践のガイドライン

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

# 保育実践のガイドライン

## 第1章 職員の基本姿勢

- 1 私たち職員は、子どもの基本的人権を尊重し、プライバシーの保護・体罰禁止の原則を守ります。
- 2 私たち職員は、すべての子どもは自由であり、また権利においても平等なものとしてその生活を守っていきます。
- 3 私たち職員は、子どもに対して高圧的、乱暴な言動をせず、一人ひとりが安心して誇りを持って過ごせる学童保育クラブの実現に努めます。
- 4 私たち職員は、子ども一人ひとりの自主性、自発性を育み、自立を促す保育に努めます。そのために、自ら判断し、決定できる場と機会を保障します。
- 5 私たち職員は、将来、子どもが市民として社会生活を営めるよう、知識・技能・ルールの習得をめざして援助します。
- 7 私たち職員は、学童保育クラブで生活していくうえで必要なルール・マナーを子ども一人ひとりが理解できるように援助します。
- 8 私たち職員は、その専門的役割を認識し、職員相互のチームワークと自己研鑽により、保育の質の向上をめざします。

## 第2章 保育・指導の具体的指針

### 1 保育・指導方針

- 1) 保育方針は、子どもの興味・関心・発達段階等を考慮し、作成します。
- 2) 保育方針・保育計画などの情報を保護者に伝えます。
- 3) 保護者との連携
  - ① 懇談会および個人面談を開催して、本人の状況を報告します。
  - ② 本人に対する保護者からの問い合わせには、的確に対応します。
  - ③ 保育中の事故、怪我、疾病等については、速やかに連絡します。

### 2 健康維持・情緒の安定

- 1) 清潔の保持に努めます。
  - ① 保育環境の清潔保持に努めます。
  - ② 食器・遊具・生活用品等の衛生管理に注意します。
- 2) 子ども自ら身体の異常を訴えることがむずかしいことを念頭に援助します。
- 3) 本人の健康状態を的確に把握して、必要な措置が適切に受けられるようにし

ます。

- 4) 障がい等による、自傷や他害など本人の行動制限が必要な場合の対応
  - ① 本人と周りの子どもの安全を第一に配慮し、保護者や専門機関等と連携して、適切な対応を行います。
  - ② 本人の時々の状況に応じた対応を行い、落ち着けるように場面転換を図ったり、対応職員を変更するなどの工夫をします。
- 5) 必要に応じて保護者に了解の上、本人の発達過程に応じて専門的機関による支援を活用します。
- 6) 子ども一人ひとりの体力や性格を理解し、危険回避及び安全確保に努めます。

### 3 基本的生活習慣

- 1) 生活のリズムは規則正しく流れるようにします。
- 2) 排泄・シャワー・着替えの折には、子どものプライバシーが守られるように配慮し、同性による援助を原則とします。
- 3) 午睡は本人の就寝時刻や体調を考慮して、起床をうながします。
- 4) おやつ・食事
  - ① 栄養のバランスを考え、好き嫌いがなくなるよう保育します。
  - ② 本人の嗜好や早く食べるよう急がせたりせず、落ち着いた雰囲気で食事ができるように配慮します。
  - ③ おやつ・食事は適温状態で食べられるようにします。
  - ④ 健康や栄養のバランスを考え、おかわり・食べ残しは本人の意思を尊重します。
  - ⑤ 食事のマナーを身につけられるように職員がまず見本となり、援助します。
- 5) 排泄
  - ① 失禁の際には、すぐに清潔にし、汚れた衣類は交換します。
  - ② 自分で排泄できるように援助をし、本人の気持ちを傷つけないように、声かけの上行います。
  - ③ 湯温・シャワーの温度を確認し、本人に声かけの上援助します。
- 6) 衣類は本人の体調や季節の変化に合わせ、適切な使用ができるように援助します。

### 4 日常の保育

- 1) 本人の希望を尊重した活動ができるように心がけます。
- 2) 行事・活動への参加は、子どもの希望や要望を尊重します。
- 3) 遊び・活動をとおして、本人の趣味や興味が広がるように援助します。

## 5 体罰、差別、セクハラの禁止

体罰、差別、セクハラは絶対に許されないことであり、私たち職員は以下の原則を守ります。

### 1) 体罰の禁止

- ① 子どもに殴る、叩く、蹴るなどの暴力行為は行いません。
- ② 子どもに身体の拘束等の肉体的苦痛を与える行為は行いません。
- ③ 子どもを無視するといった精神的苦痛を与える行為は行いません。

### 2) 権威的態度の禁止

- ① 子どもに威圧的態度、乱暴な言動（からかい、考え方の押し付け、無視、命令的・決め付け的言動）で対応することはしません。
- ② 子どもに呼びかけや注意をするときには、必要以上に大きな声を出しません。

### 3) 差別の禁止

- ① 性別・年齢等で差別しません。
- ② 障がいの程度・状態・発達段階等で差別しません。

### 4) 子どもに対して、性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。

## 6 保育において特に配慮する点

### 1) 情緒の安定

- ① 受け止める、ほめる、支えるという心理的関係を作り、子どもに安心感を与え、自信とやる気を育てます。
- ② 意思表示をした時、またそのような身ぶりが見受けられた時には、きちんと向かい合います。
- ③ 本人の主体性を尊重し、個性や特性について日常的に理解を深め、年齢に応じてコミュニケーションの方法を工夫します。
- ④ 障がい等により、言語による意思表示が困難な子どもに対しては、身振り、手振り、表情、行動で訴えることをしっかりと受け止め、その意思を確認しながら援助していきます。

### 2) 安全の確保

- ① 子どもは体調・体力に大きな開きがあるので、トラブル・不意の動きなどで突き飛ばされたり、下敷きにならないよう、また、いたずらの対象にならないように周囲の動きを十分把握します。
- ② 日々変化する子どもの状態を把握するために、些細な情報であっても職員間で伝え合うことを徹底します。

### 3) 日常の保育

- ① 遊び・行事・日常の活動を通して、仲間作りに取り組みます。

- ② 整理整頓を心がけ、事故・怪我を防止します。
- ③ 原則として、無理強いをしたり急がせたりしません。
- ④ やむを得ず急ぐ必要が生じた場合には、優しい言葉かけで理由を説明したり、励ますことで対応します。

## 7 発達段階に応じた配慮

- 1) 生活習慣を身につける指導にあたり、職員は本人の自発性、積極性を引き出すため、「待つ」姿勢で見守りながら側面から援助します。
- 2) 生活や遊びを通して、守らなければならないルールがあることを知り、行動していくように援助します。
- 3) 通学・クラブ外保育を通して危険な場所、危険な行動を知り、それを回避できるように援助します。

## 第3章 本規程の位置付け

本ガイドラインは、法人が定めた規程の一つであり、職員がこれに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。

## 附則

平成17年11月3日 制定